

◎宅地建物取引業法の一部を改正する

法律 (平成二六年六月二五日法律第八一号) (衆)

一、提案理由(平成二六年六月三日・衆議院本会議)

○梶山弘志君 たいいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、宅地建物取引業に従事する宅地建物取引主任者について、宅地建物の安全な取引のために果たすべき責任の増大や、中古住宅の円滑な流通に向けた関係者との連携等、その役割が大きくなっていることに鑑み、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は、

第一に、宅地建物取引主任者を宅地建物取引士の名称に改めること、

第二に、宅地建物取引士に関し、業務処理の原則、信用失墜行為の禁止等を定めること、

第三に、宅地建物取引業者による従業者の教育の規定を設けること、

第四に、宅地建物取引業者及び宅地建物取引士に係る暴力団排除規定を整備すること

などがあります。

本案は、去る五月三十日の国土交通委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

何とぞ速やかに御決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院国土交通委員長報告(平成二六年六月一八日)

○藤本祐司君 たいいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

……(略)……
次に、宅地建物取引業法改正案についてです。

この法律案は、宅地建物取引業の業務を適正に実施するため、宅地建物取引主任者の名称を宅地建物取引士に改めるものです。その上で、宅地建物取引士の業務処理の原則、宅地建物取引業者による従業員の教育、宅地建物取引業の免許等に係る欠格事由として暴力団員であることを追加する等について定めるものです。

委員会におきましては、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。